# 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン (中間案)に係る意見

提出者名	全国銀行協会
題目	I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
	1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給
i)項目	(1)地域密着型金融の促進
ii )意見の詳細	・債務者に対する経営改善・事業拡大支援等については、金融円滑の趣旨は踏まえつつ、どのような債務者にどのような対応を行うかを含め、個々の金融機関の自主的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いしたい。
iii)理由(必要性· 妥当性)	・債務者に対する経営改善・事業拡大支援等の内容、レベルは、個々の債務者の実情や意向、取引地位等に応じ、区々濃淡があるべきもの。 検査マニュアルで例示される具体的な対応を、一律に義務付けられる場合には、債務者のニーズや実効性に比し、過度な対応を強いられることにもつながりかねない。
iv )その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	I.企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
	1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給
i)項目	(3)コミットメントライン法の適用対象の拡大
ii )意見の詳細	・適用対象法人については、例示として挙げられている純資産額10億円超の株式会社や資産流動化のための合同会社に加え、以下のような借主を追加していただきたい。 ①大会社の子会社、②純資産10億円以下の株式会社、③国、④地方公共団体、⑤独立行政法人、⑥国立大学法人、⑦学校法人、⑧医療法人、⑨監査法人・税理士法人、⑩相互会社、⑪共済組合、⑫消費者生活協同組合、⑬市街地再開発組合、⑭海外債務者、⑮貸金業者(法第3条によるみなし利息規制の適用除外対象に「貸金業法第12条の8第2項」を追加) ・借手の属性に関らず、借手保護の必要性がないことが融資契約から明らかである場合(コンストラクション・ローンなど顧客の事情により引き出しの予定時期および金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約等)についても本法の対象としていただきたい。 ・本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数
	料等を含むことが明確になるよう措置していただきたい。
iii)理由(必要性· 妥当性)	・優越的地位濫用防止という本法趣旨は理解するものの、既に銀行は、独占禁止法に加え、銀行法、金商法等各種法令や、実効性の高い適切な検査・監督により、優越的地位の濫用防止義務を課せられている。また、予め引き出し時期等が明示された契約等、顧客の都合によることが実質的に明白であるような場合については、問題が生じることがない。
	・「資本金3億円以下、純資産額10億円以下」の中小企業を一律に

排除することや、大会社の子会社等適格借入人と実質一体と判断 できる子会社を一律に単体ベースで判断することは適切ではな L10 ・国、地方公共団体、独立行政法人等については、十分な金融・法 務知識を有していると考えられ、優越的地位濫用の懸念はないも のと考える。 海外債務者については、当該債務者所在地の規制法上の保護の受 けるのが妥当であり、これに加え、貸し手所在国の保護規定を適 用することは、クロスボーダー取引が増大する中、わが国金融機 関の国際競争力を削ぎ、わが国金融資本市場の地位低下に繋がり かねない。 ・変更手数料を含むことが明確でない場合、契約条件の変更に支障 が生ずることにより、契約の円滑な継続等ひいては顧客の安定的 な資金調達に懸念が生ずる懸念がある。 iv)その他参考とな る事項

提出者名	全国銀行協会
題目	I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
	1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給
i )項目	(4)銀行・保険会社等の金融機関本体によるファイナンス・リー
	スの活用の解禁
ii )意見の詳細	銀行本体によるファイナンス・リース取引およびファイナンス・リース取引の代理・媒介については、中小企業等の金融円滑化や利便性向上の観点から早期の対応をお願いしたい。また、代理・媒介についてはファイナンス・リース取引に加えて、リース子会社が実施しているオペレーティング・リース取引等の他の業務も含めて検討いただきたい。
iii)理由(必要性・ 妥当性)	ファイナンス・リース取引については、実質的に設備資金貸付と同一視でき、銀行業務の健全性に係る懸念はないものと考える。また、優越的地位の濫用防止についても、既に銀行は、独占禁止法に加え、銀行法、金融商品取引法等の各法令や、実効性の高い適切な検査・監督により、優越的地位の濫用防止義務を課せられていることから問題ないものと考える。
	オペレーティング・リース取引等のその他の業務については、中途解約時の物件管理業務等に関し、銀行本体が行う場合は他業禁止規制の趣旨や契約者保護の観点等を考慮する必要があるとも考えられるが、代理・媒介については、そうした業務をリース会社が担うことから、懸念はないものと考える。
iv)その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	I.企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
i )項目	1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給(5)経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し
	・信用補完のために、個別に第三者保証を求めるケースがある点については、十分にご配慮をお願いしたい。
ii )意見の詳細	・また、個人再生に向けた本質的な解決については、債権者として の銀行界のみならず、全債権者を巻き込んだ対応が必要。
	・加えて、個人債務整理にあたって、債権者側にとっての阻害要因となる税制上の問題など、他の法令も含め、問題を取り巻く環境全体を俯瞰した整合的な対応も必要。
iii)理由(必要性· 妥当性)	・監督指針の整備や私的整理の推進により銀行界を中心とした対応をとったとしても、ノンバンクなどからの債務は残存し、個人再生に向けた本質的な問題解決には至らない。また、銀行が債権放棄を検討する場合も、税務上、無税化が認められず有税償却を余儀なくされるなどの障害もある。
iv)その他参考となる事項	

提出者名	全国銀行協会		
題目	工画銀   1		
KA			
	【意見の内容】		
i )項目	1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給 (5)経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し		
ii )意見の詳細	第三者保証取得にかかる監督指針の改正等を行う際には、例外事 例を明示するなど、一定の配慮をお願いしたい。		
iii)理由(必要性· 妥当性)	以下に示すような事例では、例外的に第三者保証を取得することが想定され、「第三者保証を求めないことを原則とする」とした場合、金融機関から中小企業への円滑な資金供給に影響が及ぶ可能性がある。 ・新規開業、業績不振等で、代表者のみの物的・人的保証では不十分な場合 ・当該第三者が借入企業と一体と認められる企業の取締役等である場合 ・実質的オーナーである等保証人となることに合理性が認められる場合 ・信用保証協会保証付融資の保証条件となっている場合		
iv )その他参考とな る事項			

提出者名	全国銀行協会
題目	I.企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
	1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給
i )項目	(5)経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し
ii )意見の詳細	金融円滑化の観点も踏まえ、「経営者以外の第三者による保証」を一律的に否定するべきではなく、例えば、「保証人の意思に反する」場合に限定するなど、一定の柔軟性を確保した施策とするべき。
iii)理由(必要性· 妥当性)	借り手としての適合性の原則が前提ではあるが、経営者以外の第三者の保証が、重要な与信判断材料となる場合もあることに鑑みれば、こうした施策がかえって金融円滑化の阻害要因ともなる虞があるのではないか。したがって、債務者および保証人の本来的な意思に反したもののみを本件の対象とすべき。
iv )その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	I.企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
	2. 新興企業等に対する適切な成長資金の供給
i)項目	(1)新興市場等の信頼性回復・活性化
	【(別紙)(検討項目)1.①グリーンシートの活用促進】
ii )意見の詳細	審査簡略化は、取引所の開示審査の簡略化のみであれば問題ないと思われるが、業績審査やコンプライアンス審査など、その他の審査の簡略化まで認めるかどうかは慎重な検討が必要と考える。
iii)理由(必要性· 妥当性)	現在のグリーンシート登録企業と新興市場上場企業との間には、 企業規模・成長性などでギャップがあるため。
iv )その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
i )項目	2. 新興企業等に対する適切な成長資金の供給 (1)新興市場等の信頼性回復・活性化 【(別紙)(検討項目)1.②一定の質が確保された上場前の企業のリスト化】
ii )意見の詳細	アライアンス促進のためのリスト化は有効な方策と思われるが、 VC出資リストの公表については、「VC出資を受けた企業」および 「株主(VC)等のステークホルダー」の事前承諾が前提となると 考える。
iii)理由(必要性· 妥当性)	VC投資は一般的に出資時の投資契約書においてNDA条項が入っているのが一般的であり、公表についての利害関係が発生すると考えられるため。
iv )その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
i )項目	2. 新興企業等の対する適切な成長資金の供給 (3) 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進
ii)意見の詳細	将来の可能性を重視した銀行の融資への取組においては、リスクボラティリティが高い側面があることについて、監督指針の改正に当たっては十分考慮いただきたい。合わせて、当該取組についてデットのみに依拠した促進とするのではなく、エクイティ面での規制緩和の促進についても十分な配慮をお願いしたい。
iii)理由(必要性· 妥当性)	
iv)その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
i)項目	2. 新興企業等の対する適切な成長資金の供給 (3)将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進
ii )意見の詳細	金融機関のみの取組とするのではなく、例えば、「将来の成長可能性が認められる企業等への新たな信用保証制度の創設の検討」等を加えるなどし、「民」だけではなく「民業補完充実」の取組とすることで、より一層の実効性をはかるべきではないか。
iii)理由(必要性· 妥当性)	金融機関としても、金融の円滑化に資するべく、企業の業況、財務内容だけではなく将来の成長可能性も重視した融資等に努めているところであるが、特に業歴の浅い企業等については、金融機関のみでのリスクテイクが困難なケースも多いため、「民だけ」でも「官だけ」でもない、「民業補完充実」の取組とすることで、金融機関における柔軟な与信判断が可能となり、当該施策の実効性が高まるものと思料する。
iv )その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
i )項目	2. 新興企業等の対する適切な成長資金の供給 (4)日本銀行による成長基盤強化を支援するための資金供給の積 極的利用の慫慂
ii )意見の詳細	顧客の信用力等を勘案すれば、本制度の対象先は自ずと限定される。対象分野の拡大等、一層の制度拡充を期待したい。
iii)理由(必要性· 妥当性)	
iv )その他参考とな る事項	

一	,
提出者名	全国銀行協会
題目	I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
i )項目	3.機動的な資金供給等 (1)プロ向け社債発行・流通市場の整備
ii )意見の詳細	「(6) 社債市場の活性化」と関連性の高い項目であり、整合性が取れた制度実現を目指していただきたい。
iii)理由(必要性· 妥当性)	プロ向け市場と一般向け市場の制度設計・商品性等の差異が広がることで、発行者の負担が重くなる事態は回避すべきと思料。
iv )その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
i)項目	3. 機動的な資金供給等 (1)プロ向け社債発行・流通市場の整備
ii )意見の詳細	プロ向け発行・流通市場の整備は、企業の資金調達機会の多様化に有効と考えられるが、発行体のみが優先された規制緩和が進展しないように配慮いただきたい。
iii)理由(必要性· 妥当性)	投資家の保護も意識した、発行体のモラルハザードが生じないような整備が必要と考えるため。
iv )その他参考とな る事項	

<u> </u>	
提出者名	全国銀行協会
題目	I.企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
(と) としまれる こうしょう こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ というしょ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	Ⅱ. アジアと日本とをつなぐ金融
	【意見の内容】
	3. 機動的な資金供給等
	(4)四半期報告の大幅簡素化
i)項目	1. アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実
	現
	(7)会計基準の国際的な収れんへの対応等
	四半期報告の簡素化に当たっては、将来の上場会社の連結財務諸
ii )意見の詳細	表に対する国際会計基準の適用も見据えた検討をお願いしたい。
	今般のアクションプランでは、「四半期報告の大幅簡素化」と「会
	計基準の国際的な収れんへの対応としての上場企業の連結財務諸表
	への国際会計基準の適用」を明示している。
	かかる状況下、四半期会計基準の見直し等により四半期報告の大
	幅な簡素化が実現したとしても、上場企業に対する国際会計基準の
iii )理由(必要性・	適用を見据えると、四半期報告において IAS 第 34 号 (中間財務報
妥当性)	告) を適用する必要が生じ、今般の本邦基準の見直しにより簡素化
	された決算手続および注記項目が元に戻る、あるいは増加する可能
	性がある。
	このように、2つのアクションプランは密接に関係しているため、
	そのアクションプランの内容決定時には、将来過度な負担が生じな
	いように、十分な検討をお願いしたい。
iv)その他参考とな	
る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	I.企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
i)項目	3.機動的な資金供給等 (6)社債市場の活性化
ii )意見の詳細	市場関係者の議論を踏まえ、市場慣行の整備に加え、法制度の見直しも視野に、発行者・投資家双方が多く参加が見込める制度実現を目指していただきたい。 具体的には、例えば、以下の点の検討が考えられる。 ・投資家層に合わせた柔軟かつ多様な投資家保護制度のあり方。 ・社債管理者の責任範囲の明確化。 ・投資家の意思結集手続きのあり方。 ・商品性について投資家がより適切な投資判断ができるよう社債の 開示(内容、タイミング等)のあり方の見直し。
iii)理由(必要性· 妥当性)	多様な発行者・投資家が安心して参入できる市場の確立のために必要であるものと思料。
iv )その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	I.企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
	【意見の内容】
i )項目	
ii )意見の詳細	日本版カバードボンド市場の整備は検討に値する。 市場の整備により、海外資金を本邦パブリックセクターに呼び込み調達の多様化と安定化を図る。 既往債権の譲渡・売却手段の多様化を図り、本邦金融機関のポートフォリオ是正と民間への資金供給を可能とする。
iii)理由(必要性· 妥当性)	海外投資家からの投資機会の提供をすることにより、本邦への資金流入拡大を図るべきである。
iv )その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	Ⅱ. アジアと日本をつなぐ金融
	【意見の内容】
i )項目	1. アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現(4)株式等のブロックトレードの円滑化
ii )意見の詳細	金融商品取引法の関係政府令の改正により、ブロックトレードに関する証券会社の仲介行為を「買集め行為」から適用除外することに賛成する。
iii)理由(必要性· 妥当性)	証券会社による仲介行為における5%以上の株式買付けは、経営支配権の取得等を目的とするものではなく、市場仲介者としての機能を担っているものと考えられる。しかしながら、法令の解釈が明定されていないことから、証券会社においては保守的な解釈に則って、「公開買付けに準ずる行為」として、買付けに関する開示等を行った後に買い手顧客への勧誘ならびに約定が行われており、円滑な取引の阻害要因となっていると考えられるため。
iv )その他参考とな る事項	

<u> </u>	,
提出者名	全国銀行協会
題目	Ⅱ. アジアと日本とをつなぐ金融
	【意見の内容】
i )項目	1. アジアの主たる市場(メインマーケット)たる日本市場の実現(8) 国際的な金融規制改革への積極的な対応
ii )意見の詳細	金融規制改革の検討にあたっては、国際レベルでの官民意見交換会の開催など、「官民コミュニケーションの充実と深化を図るための働きかけ」を推進することも検討いただきたい。
iii)理由(必要性· 妥当性)	実務上の論点・問題点や規制改革による民間経営への影響も踏まえた実効的な国際規制の実現を目指すため。
iv )その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	Ⅱ. アジアと日本とをつなぐ金融
	【意見の内容】
i )項目	1. アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現(9) クロスボーダー取引に対する監視の強化
ii )意見の詳細	アジアの主たる市場としての日本市場の実現化には、発行体と投 資家でのクロスボーダー取引の増加、それに伴う監視の強化は不可 避と考えるが、過度の監視強化とならないように配慮いただきたい。
iii)理由(必要性· 妥当性)	クロスボーダー取引の増加のためには監視強化が第一義ではなく、発行体と投資家の相互の透明性、公正性の確保が最優先事項と 考えるため。
iv )その他参考とな る事項	

提出者名	全国銀行協会
題目	Ⅱ. アジアと日本とをつなぐ金融
【意見の内容】	
i )項目	2. 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大
	(1)アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調の推進
ii )意見の詳細	世界的な流動性規制強化の流れの中で、香港、豪州、シンガポール等で流動性管理ガイドラインの見直し、管理強化を実施中。 これに関して当局間での意見交換等の機会があれば、下記事項に ついて要請いただきたい。
	1. 外銀支店に対する本店からの流動性支援勘案
	2. 新たな規制導入の場合は、移行に当っての十分な猶予期間設定
	3. 流動性資産定義の多様化(政府保証付金融機関債の許容等)
iii)理由(必要性· 妥当性)	流動性規制強化の流れの中で、各国において拠点単独で完結する 流動性管理が求められる傾向にあるが、支店ステータスの外銀拠点 においては、実態として本店からの流動性支援を含めた総合的な管 理が機能しており、これを一律に排除することは当該拠点に対して 過剰な流動性コストを課すこととなり、本邦金融機関にとっても海 外支店の競争力減退に繋がるため。 また、流動性資産の定義についても実質的に国債に限定するよう な厳格化の流れがあるが、これも実態と乖離した過剰な流動性コス ト負担に繋がるため。
iv )その他参考とな る事項	

世中本名	스틴쉐仁协스
提出者名	全国銀行協会
題目	Ⅲ.国民の資産を有効に活用できる資産運用
	【意見の内容】
	より質が高く、安心できる資産運用のための環境整備
i)項目	(6)金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大
ii )意見の詳細	本文において、「具体的な仕組みについて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な、実効性の高い制度とする」ことを追記してほしい。
iii)理由(必要性· 妥当性)	顧客利便性を高めるため。
iv )その他参考とな る事項	